「指定居宅介護支援」重要事項説明書

社会福祉法人　はぜの実会
ケアプランサービス　紅葉樹

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（福岡県指定　第 4071602082 号）

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

○ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン)」を作成します。

○ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

○必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

１．事業者…… 2
２．事業所の概要…… 2
３．事業実施地域及び営業時間…… 3
４．職員の体制…… 3
５．当事業所が提供するサービスと利用料金…… 4
６．サービスの利用に関する留意事項…… 5
７．苦情の受付について…… 6

1。　事業者

（1）法人名　　社会福祉法人　はぜの実会

（2）法人所在地　　福岡県久留米市山本町豊田 2061-1

（3）電話番号　　0942－41－0008

（4）代表者氏名　　理事長　藤　村　博　史

（5）設立年月　　平成 9 年 11 月 27 日

２．事業所の概要

（1）事業所の種類　　指定居宅介護支援事業所

（2）事業目的　　要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向などを基に、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成し、サービスの提供が確保されるよう便宜の提供を行うことを目的とする。

（3）事業所の名称　　ケアプランサービス　紅葉樹

（4）事業所の所在地　　福岡県久留米市山本町豊田 2061-1

（5）電話番号　　0942-41-0008

（6）事業所長（管理者）氏名　　藤　村　ゆ　か　り

（7）当事業所の運営方針

1. 本事業は利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
2. 本事業は利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。
3. 事業者は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
4. 事業の運営に当たっては、関係行政機関をはじめ、他の指定居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者や介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（8）開設年月　　平成 16 年 9 月 1 日

３．事業実施地域及び営業時間

（１）通常の事業の実施地域　　久留米市全域、小郡市、三井郡

（２）営業日及び営業時間

営　業　日	月～金曜日
受 付 時 間	月～金　9:00～17:00
サービス提供時間帯	月～金　9:00～17:00

４．職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職　　種	常　勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務内容
管理者	１名		0.5 名	１名	業務管理
介護支援専門員	２名		２名	３名	ｻｰﾋﾞｽ提供

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

（例）週８時間勤務の介護支援専門員が５名いる場合、常勤換算では、

１名（8 時間×5 名÷40 時間＝1 名）となります。

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

（１）サービスの内容と利用料金（契約書第 3～6 条、第８条参照）＊

＜サービスの内容＞

①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＊計画を作成していく上で、複数事業所の紹介をご契約者が求める事ができます。また、当該事業所をケアプランに位置づけた選定理由の説明を求めることができます。

＜居宅サービス計画作成の流れ＞

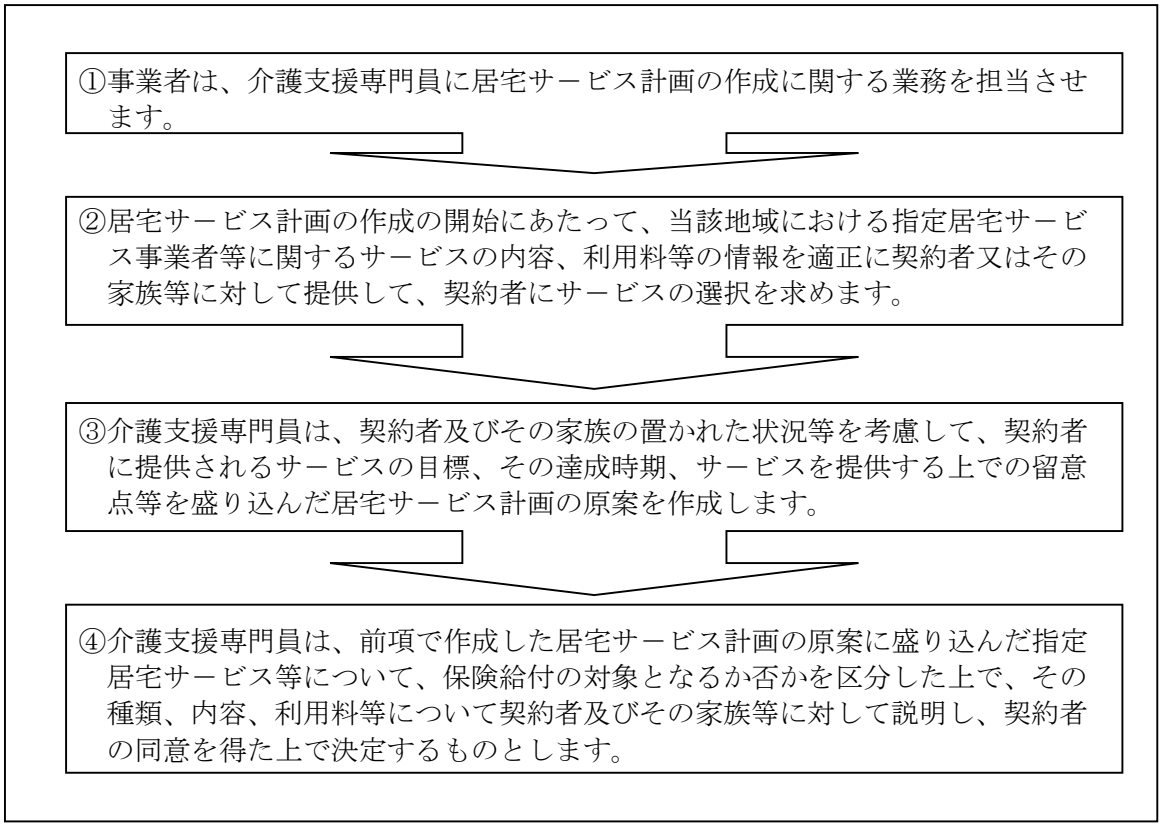

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保健施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

＜サービス利用料金＞

居宅介護支援に関するサービス利用料金及び介護職員等処遇改善加算等について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。又、非該当(自立)の場合については、要支援に相当するサービス利用料を全額ご負担いただきます。

居宅介護支援費(月額)
要介護 1･2；10,860 円　　要介護 3･4･5；14,110 円

（2）交通費（契約書第 8 条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で，当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

・事業所から、片道おおむね 15 キロメートル未満　　500 円
・事業所から、片道おおむね 15 キロメートル以上　　1000 円

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、1 ヶ月分をまとめて、翌月初めに請求書をお渡しいたしますので、2 週間以内に現金又は振込みにてお支払い下さい。

下記指定口座への振込み
福岡県南部信用組合　久留米東部支店　普通預金　0064749
社会福祉法人　はぜの実会
ケアプランサービス　紅葉樹　　理事長　藤村博史

前記（2）の交通費は、サービス利用終了時に、その都度お支払下さい。

6．サービスの利用に関する留意事項

（1）サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

介護支援専門員 1 人当りの担当利用者数は、35 名です。

（2）介護支援専門員の交替（契約書第 7 条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には，当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但し，ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)　虐待防止関する担当者を選定しています。
　　虐待防止に関する担当者：管理者　　藤村ゆかり
(2)　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
(3)　虐待防止のための指針に基づき対策を行います。
(4)　従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を行います。
　　サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に連絡し、利用者の安全確保に努めます。

（4）秘密保持

①当事業所は、業務上知り得たご利用者又はご家族の秘密を厳守します。
②当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密が漏れる事の内容、管理を徹底致します。
③当事業所は、サービス担当者会議において、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者又はご家族からの同意を頂きます。

（5）個人情報の保護

①ご利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等においては、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
②個人情報の取扱いに関するご利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

（6）看取り期における支援について

看取り期において、ご利用者・ご家族の意向に沿い在宅での介護を支援します。

（7）事故発生時の対応等について

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援事業の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事業所がご利用者様に対して提供した居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

（8）ハラスメント対策

①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
②利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

7. 当事業所のケアプランの訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

8. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕介護支援専門員　　長 谷 川 恵 子

電 話 番 号　　0942-41-0008

○苦情解決責任者

〔職名〕管　　理　　者　　藤 村 ゆ か り

電 話 番 号　　0942-41-0008

○第三者委員

〔監　事〕　　川　　原　　宙

電 話 番 号　　0942-46-5030

〔理　事〕　　井　　上　　卓

092-524-6470

（2）行政機関その他苦情受付機関

久留米市 介護保険担当課	所在地　久留米市城南町 15 番地の 3 電話番号　0942－30－9247・FAX　0942－36－6845 受付時間　8:30～18:00
国民健康保険団体連合会	所在地　福岡市博多区吉塚本町 13 番地 47 号 電話番号　092－642－7859・FAX　092－642－7857 受付時間　8:30～17:00
久留米市社会福祉協議会	所在地　久留米市長門石 1 丁目 1 番 34 号 電話番号　0942－34－3035・FAX　0942－34－3090 受付時間　8:30～17:00
	所在地 電話番号 受付時間

＜重要事項説明書付属文書＞

１．サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者に提供した居宅介護支援に対して記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

２．損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意または過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

３．サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の２日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第 13 条参照）

①ご契約者が死亡した場合
②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
⑦事業者からの契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約･契約解除の申し出（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
②事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
④事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事が認められる場合

（2）事業者からの契約解除申し出（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、
故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
②ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

４．介護サービス公表制度について

1．制度の趣旨

介護保険法の改正のより、平成１８年４月から、介護サービスを行っている事業者に介護サービス情報の公表が義務付けられました。

この制度は、介護保険の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定)」を現実のサービス利用において保障するため、利用者が介護サービス事業者を選択するに当たっての判断に資する介護サービス情報を円滑かつ容易に取得できる環境整備を図ることを目的としています。

2．制度の概要

介護サービス事業者は、年に１回、指定情報公表センターに介護サービス情報を報告します。報告された介護サービス情報のうち、基本情報については報告された内容を、調査情報については、報告された内容が事実かどうか、極冠的な事実に基づいて指定調査機関が事実確認を行ったうえで公表されます。

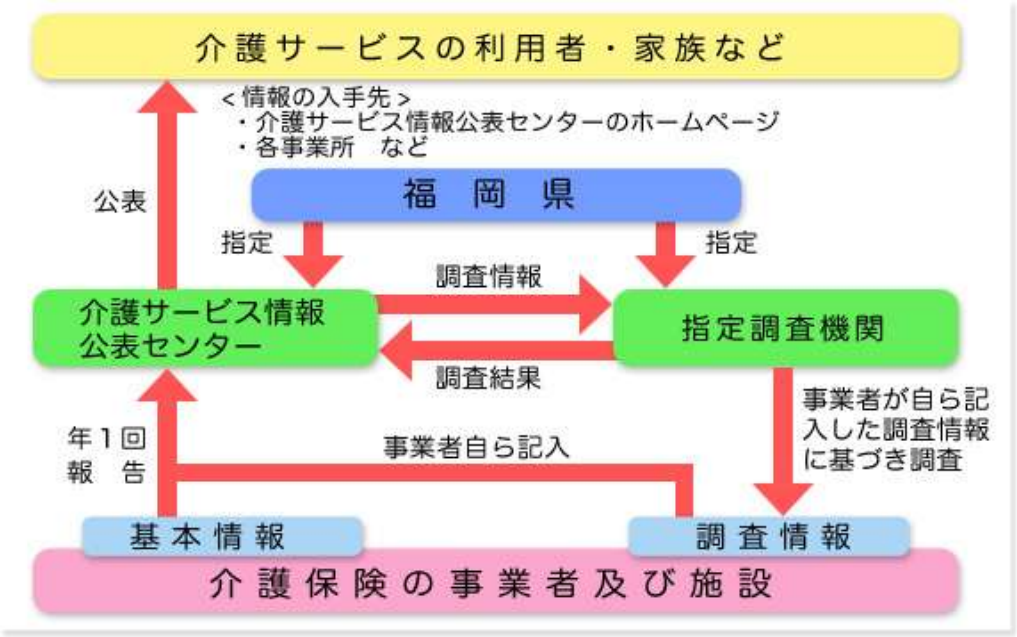

3. 情報の公表

指定情報公表センターは調査結果に基づき、介護サービス情報をインターネット等により公表します。

事業者は、特定事業所集中減算算定書類や調査結果を所内に掲示するとともに、利用者とのサービス提供の契約の際に提示します。

令和　　年　　月　　日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名
社会福祉法人はぜの実会
ケアプランサービス　紅葉樹
管理者　　藤村　ゆかり

説明者職名　　氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

利用者氏名

契約者住所

契約者氏名
（続柄）

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。